

新潟地域合併問題協議会だより

第 2 号
平成15年10月

新潟市・新津市・白根市・豊栄市・小須戸町・横越町・亀田町・
岩室村・西川町・味方村・潟東村・月潟村・中之口村



発行：新潟地域合併問題協議会



任意の合併協議が終了 行政制度・まちづくり計画などが合意に

新潟市，新津市，白根市，豊栄市，小須戸町，横越町，亀田町，岩室村，西川町，味方村，潟東村，月潟村及び中之口村の13市町村は，任意の協議会である「新潟地域合併問題協議会」を設置し，政令指定都市の実現を目指して，合併後の行政サービスやまちづくりのあり方などの協議を行ってきました。この協議会では，9月29日に開催した第9回協議会で，平成14年9月から始まった「行政制度」と「まちづくり計画」についての合併協議を終了しました。今後は，13市町村の議会議決を経た上で，法定合併協議会の設置へと進む予定です。「協議会だより」第2号では，第1回から第9回までの協議会の協議内容を掲載しました。ぜひ，皆さんも「新潟地域の市町村合併」について考えてみましょう。

今までの経過と今後の予定

- 【平成14年9月5日】
新潟市，白根市，豊栄市，横越町，亀田町，西川町，味方村，潟東村，月潟村及び中之口村による「新潟地域合併問題協議会」の初会合を開催
 - ・協議会規約について
 - ・協議会予算について
 - ・会議の運営について
- 【平成14年10月25日】
「第2回 新潟地域合併問題協議会」の開催
新津市，小須戸町が新潟地域合併問題協議会に加入
 - ・協議会規約改正について
 - ・協議会補正予算について
 - ・協議項目と協議方法について
 - ・今後の協議予定について
 - ・政令指定都市の実現を目指す決議について
- 【平成14年12月25日】
「第3回 新潟地域合併問題協議会」の開催
 - ・12市町村の沿革・現状について
 - ・合併の方式，合併の期日，議会の議員の任期及び定数の取扱い，地域審議会について
 - ・各種事務事業調整の原則について
 - ・合併建設計画の策定方法について
- 【平成15年2月4日】
「第4回 新潟地域合併問題協議会」の開催
 - ・各種事務事業調整方針案及び各種事務事業以外の行政制度調整方針案について（その1）
 - ・地方税の取扱いについて（現況説明）
 - ・合併建設計画（骨子）について
- 【平成15年2月21日】
「第5回 新潟地域合併問題協議会」の開催
 - ・各種事務事業調整方針案について（その2）
 - ・各種事務事業以外の行政制度調整方針案について（その2）
 - ・合併建設計画（総論）について
 - ・合併の方式等について
 - ・合併重点支援地域の指定について
 - ・岩室村の参加申し入れについて（岩室村については第6回協議会で正式加入の予定）
- 【平成15年6月16日】
「第6回 新潟地域合併問題協議会」の開催
岩室村が新潟地域合併問題協議会に加入
 - ・協議会規約改正について
 - ・平成14年度協議会決算について
 - ・平成15年度協議会予算について
 - ・岩室村関連項目について
 - ・各種事務事業調整方針案について（その3）
 - ・各種事務事業以外の行政制度調整方針案について（その3）
 - ・合併建設計画（各論）について
- 【平成15年8月12日】
「第7回 新潟地域合併問題協議会」の開催
 - ・各種事務事業調整方針案について（その4）
 - ・各種事務事業以外の行政制度調整方針案について（その4）
 - ・合併建設計画（各論）について

- 【平成15年9月8日】
「第8回 新潟地域合併問題協議会」の開催
 - ・各種事務事業調整方針案について（その5）
 - ・各種事務事業以外の行政制度調整方針案について（その5）
- 【平成15年9月29日】
「第9回 新潟地域合併問題協議会」の開催
 - ・各種事務事業以外の行政制度調整方針案について（その6）
 - ・合併建設計画について
 新潟地域合併問題協議会の終了
- 【平成16年1月目途】
法定合併協議会設置
- 【合併施行まで】
合併協定書の調印
合併の議決
知事への申請
県議会の議決と知事の決定
総務大臣への届出と告示
- 【平成17年3月までを目途】
合併施行

13市町村の現況



市町村名	人口	世帯数	面積 (km ²)
新潟市	527,324	203,283	231.94
新津市	65,860	19,965	78.28
白根市	40,012	10,913	77.06
豊栄市	48,997	14,051	76.85
小須戸町	10,454	2,863	16.91
横越町	10,795	2,940	23.62
亀田町	32,061	10,217	16.82
岩室村	10,042	2,743	36.11
西川町	12,365	3,392	24.76
味方村	4,805	1,143	14.44
潟東村	6,454	1,389	23.96
月潟村	3,831	961	9.04
中之口村	6,483	1,533	20.16
合計	779,483	275,393	649.95

人口，世帯数：平成12年国勢調査 面積：平成15年2月7日現在

新潟地域合併問題協議会で合意した事項

合併の方式 新潟市への編入合併とする。

合併の期日 平成17年3月までを目途とする。

財産の取扱い

新潟市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村の財産（権利及び義務を含む）及び公の施設は、全て新潟市に引き継ぐ。

議会の議員の任期及び定数の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律に規定する定数特例を適用する。

定数特例とは

編入合併の場合、編入した合併関係市町村の議員はそのまま在任し、編入された合併関係市町村の議員は失職するが、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2・3項の規定により、編入された合併関係市町村それぞれを選挙区として、人口に応じ増員選挙を実施することができる制度。（任期は新潟市議会議員の任期と同じ）

【各市町村を選挙区として実施する増員選挙の定数】 平成12年国勢調査人口により算出
新潟市 52人（在任）、新潟市 6人、白根市 4人、豊栄市 5人、亀田町 3人
小須戸町・横越町・岩室村・西川町・味方村・潟東村・月潟村・中之口村 各 1人

合計 78人

地方税の取扱い

個人市町村民税	新潟市の制度に統一する。ただし、均等割については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、不均一の課税をする。なお、この場合、合併年度及びこの翌年度は現行のとおりとし、それに続く2年度は500円加算した税額とする。
法人市町村民税	新潟市の制度に統一する。ただし、法人税割については、新潟市より税率が低い場合は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、不均一の課税をする。なお、この場合、合併年度及びこれに続く3年度は現行のとおりとする。
固定資産税 軽自動車税 市町村たばこ税 鉱産税 特別土地保有税 入湯税	新潟市の制度に統一する。
事業所税	新潟市の制度を適用する。ただし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、課税をしないこと又は不均一の課税をすることとする。なお、この場合、合併年度及びこれに続く2年度は課税をしないこととし、その翌年度は2分の1の税率とする。
都市計画税	新潟市の制度に統一する。ただし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、課税をしないこと又は不均一の課税をすることとする。なお、この場合、合併年度及びこの翌年度は現行のとおりとし、それに続く4年度は段階的に調整した税率とする。

地域審議会の取扱い 新潟市を除く12市町村に設置する。

設置期間

地域審議会を設置する期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。ただし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定があった場合においては、当該指定の日の前日までとする。指定日以後は、行政区ごとに審議会に代わる新たな附属機関を置くものとする。

所掌事務

- 1 審議会は、その所管する区域（以下「所管区域」と言う。）に係る次に掲げる事項について市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。
(1)合併建設計画の執行状況 (2)合併建設計画の変更 (3)所管区域のまちづくり計画の策定及び変更に関する事項 (4)その他、市長が必要と認める事項
- 2 審議会は所管区域に関し必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

組織

- 1 審議会の委員は、30人以内をもって組織する。
- 2 委員は、所管区域に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。
(1)公共的団体等を代表する者 (2)学識経験者 (3)公募により選任された者

任期

- 1 委員の任期は2年とする。
- 2 委員の再任は妨げないものとする。

農業委員会の取扱い

農業委員会については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項、第2項及び第3項の規定を適用し、現在各市町村に設置されている農業委員会の区域及び選挙による委員の定数を以下のとおりとし、4農業委員会を設置する。

新潟市農業委員会が所管する区域に、1つの農業委員会を設置し、選挙による委員の定数を30人とする。

新潟市農業委員会、小須戸町農業委員会、横越町農業委員会及び亀田町農業委員会が所管する区域に、1つの農業委員会を設置し、選挙による委員の定数を30人とする。

豊栄市農業委員会が所管する区域に、1つの農業委員会を設置し、選挙による委員の定数を13人とする。

白根市農業委員会、岩室村農業委員会、西川町農業委員会、味方村農業委員会、潟東村農業委員会、月潟村農業委員会及び中之口村農業委員会が所管する区域に、1つの農業委員会を設置し、選挙による委員の定数を40人とする。

ただし、各農業委員会の区域については、合併後の状況により再編、見直しを図る。

一般職の職員の取扱い

- (1) 新潟市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村の定数内職員及び定数外の休職中等の職員は、全て新潟市の職員として引き継ぐ。
- (2) 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、新潟市の職員と不均衡が生じないように公正に取扱うものとし、その細目は関係市町村の長が別に協議して定める。

特別職の職員の取扱い

三役及び教育長の身分の取扱い

新潟市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村の三役及び教育長は失職とする。なお、当該市町村長は、原則として地域審議会の委員とするが、その具体的な取扱いについては、合併関係市町村

の長が別に協議して定める。また、当該市町村の助役、収入役及び教育長の身分の取扱いについては、合併関係市町村の長が別に協議して定める。

行政委員会及び監査委員並びにその委員の身分の取扱い

新潟市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村に置かれている行政委員会及び監査委員は廃止し、その委員は失職とする。

行政機構及び組織の取扱い

各市町村の役所、役場及び行政組織機構の取扱い

合併前の行政サービス水準を確保するため、新潟市役所、白根市役所、豊栄市役所、小須戸町役場、横越町役場、亀田町役場、岩室村役場、西川町役場、味方村役場、潟東村役場、月潟村役場及び中之口村役場は、合併時に地方自治法上の支所とする。

- ただし、(1) 各支所については、現行の組織機能を考慮した組織体制とする。
(2) 支所の組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、合併後の状況により再編、見直しを図る。
(3) 住民生活に直接影響を与えない管理部門は早期に統合する。
(4) 各市町村に設置されている地方自治法上の出張所については、住民サービスの低下を招かないよう配慮した組織とし、合併後の状況により再編、見直しを図る。

附属機関の取扱い

新潟市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村に置かれている附属機関は、廃止する。ただし、必要により各市町村の実情に応じた適切な措置を講ずる。また、合併後の附属機関の委員構成については、必要により各市町村の実情に応じた適切な措置を講ずる。

一部事務組合等の取扱い

1 新潟市以外の市町村が脱退する一部事務組合等

(1) 合併後に新潟市が継続又は新規に加入するもの

新潟県自治会館管理組合、新潟東港地域水道用水供給企業団、新潟東港臨海水道企業団、巻町・西川町上水道原水供給企業団、西蒲原福祉事務組合、新潟県中東福祉事務組合、下越障害福祉事務組合、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合、四市中東蒲原老人福祉施設事務組合（注1）、豊栄郷清掃施設処理組合、阿賀北広域組合、巻町外三ヶ町村衛生組合、新潟県交通災害共済組合、新潟県西部広域消防事務組合、新潟県消防団員等公償組合、地方公務員災害補償基金、新潟地域広域市町村圏協議会、新潟県国民健康保険団体連合会、市議会議員共済会、新潟地区消防応援協議会、南部地区消防応援協定協議会

(2) 合併後に新潟市の制度に統一するもの

新潟県町村人事事務組合、新潟県町村職員退職手当組合、新潟県市町村職員共済組合、新潟圏阿賀北土地開発公社、県央土地開発公社、西蒲地域土地開発公社、分水町岩室村弥彦村介護認定審査会、新潟県新潟保健所管内市町村予防接種健康被害調査委員会、新潟市豊栄市北蒲原郡予防接種健康被害調査委員会、西蒲原郡予防接種健康被害調査委員会、町村議会議員共済会、三市中東視聴覚教育協議会、新潟市豊栄市北蒲原郡地区視聴覚教育協議会、西蒲・燕視聴覚教育協議会

(3) 脱退するだけのもの

新潟地域老人福祉保健事務組合（注2）、県央広域市町村圏協議会、県央広域市町村圏消防応援協定協議会

2 解散する一部事務組合等

(1) 合併後に新潟市がすべてを引き継ぐもの

中之口村潟東村上水道企業団、新潟地区広域清掃事務組合、白根地域広域事務組合、新潟地域土地開発公社、白根地域土地開発公社、新潟市小須戸町横越町亀田町介護認定審査会、味方村潟東村月潟村中之口村介護認定審査会、新潟市・小須戸町・田上町基幹水利施設管理事務協議会

(2) 解散するだけのもの

中ノ口沿線消防応援協議会

3 未調整のもの

巻・西川・潟東消防事務組合

（注1）特別養護老人ホーム運営事業及び養護老人ホーム運営事業についてのみ新潟市が地位を継承する。

（注2）養護老人ホームにおける現入所者の利用は確保する。

使用料・手数料の取扱い

合併時に制度の統一が可能なものは、新潟市の制度に統一する。ただし、内容等に著しい差異があり、直ちに統一できないものは、当分の間、現行のとおりとし、合併後検討する。

公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、一元化することが望ましいものがあることから、それぞれの実情を尊重しながら、調整に努める。

合併関係市町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。なお、統合に時間を要する団体は、合併後、早期に統合するよう調整に努める。

各市町村独自の団体は、自主的な判断に委ねる。

各種団体への補助金・交付金の取扱い

新潟市以外の合併関係市町村が、各種団体に交付している補助金等については、以下のとおり調整を図る。

合併関係市町村で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。統一までの当分の間は、従来の実績に配慮するが、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る。

各市町村独自の補助金については、従来の実績に配慮するが、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る。

町字名の取扱い

新潟市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村の町字名については、各市町村の意向を尊重する。ただし、町名の重複等が生じないように調整する。

慣行の取扱い

姉妹都市等（国内）... 横越町、亀田町、味方村及び月潟村の姉妹都市等（国内）は、各市町村の地域の交流事業として継承していく。

姉妹都市等（国外）... 豊栄市の姉妹都市（国外）は、新潟市に引き継ぐ。

市町村民憲章..... 新潟市の制度に統一する。ただし、新潟市以外の各市町村民憲章は、各市町村の地域の憲章として継承していく。また、合併後一定の段階で見直しを行う。

各種宣言..... 新潟市の制度に統一する。ただし、新潟市以外の各種宣言は、各市町村の地域の宣言として継承していく。

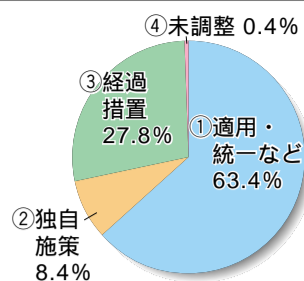
市町村の木と花..... 合併後の市の木と花の制定にあたっては、合併記念の一環として、市民に公募し、決定する。ただし、各市町村の木と花及び推奨の木と花等は、各市町村の地域の木と花等として継承していく。

消防出初式..... 新潟市の制度に統一する。ただし、各地域においても、必要に応じ出初式を実施する。

成人式..... 新潟市の制度に統一する。ただし、開催場所については、合併後調整する。また、各市町村の事情によっては、当分の間、現行のとおりとする。

各種事務事業の取扱い 住民生活に密接にかかわる事務事業227項目について協議しました。

適用：当該市町村においても新潟市の制度を適用する場合。(新潟市に制度があり、当該市町村に制度がない場合)
統一：新潟市の制度に統一する場合。(当該市町村においても制度はあるが、当該市町村の制度より新潟市の制度が上回っている場合、又は、新潟市のサービスと同程度である場合など)
廃止：新潟市に制度がなく、当該市町村に制度があり、合併後、当該市町村の制度を廃止する場合。
なし：新潟市及び当該市町村に制度がなく、合併後も制度を設けない(を付したものは、合併後、新市として制度を検討する)場合。
拡充：新潟市のサービス水準が他市町村より低いものを一定水準に引き上げる場合、及び、新潟市以外の制度で新市全体として取組むものとした場合。
独自：当該市町村の独自の施策で合併後も存続する場合。
経過：当該市町村の制度で合併後ただちに統一すると、住民生活に非常に大きな影響をもたらすことから、一定の期間、経過措置を設ける場合。



①すべての市町村で新潟市の制度を適用・統一などとした事務事業(144項目)

Table listing 144 administrative services across various categories: 保健福祉, 住民生活, 教育・文化, 産業, 都市整備. Each item is marked with its implementation status (e.g., 適用, 統一, 廃止).

②当該市町村の独自の施策で合併後も存続することとした事務事業(19項目)

新潟市を除く12市町村すべてにおいて、独自施策を存続することとした事務事業

Table listing 19 administrative services that will be continued in 12 municipalities. Categories include 保健福祉, 教育・文化, 産業, 都市整備.

(注)すべての市町村で「廃止」又は「なし」とした事務事業

新潟市を除くいずれかの市町村において、独自施策を存続することとした事務事業

Large table showing implementation status for 144 services across 13 municipalities: 新潟市, 新潟市, 白根市, 豊栄市, 小須戸町, 横越町, 亀田町, 岩室村, 西川町, 味方村, 湯東村, 月潟村, 中之口村.

③当該市町村の制度で合併後、一定の期間、経過措置を設けることとした事務事業(63項目)

新潟市を除く12市町村すべてにおいて、経過措置を設けることとした事務事業

Table listing 63 administrative services with a transition period. Categories include 保健福祉, 住民生活, 教育・文化, 産業, 都市整備.

新潟市を除くいずれかの市町村において、経過措置を設けることとした事務事業

Large table showing implementation status for 63 services with a transition period across 13 municipalities: 新潟市, 新潟市, 白根市, 豊栄市, 小須戸町, 横越町, 亀田町, 岩室村, 西川町, 味方村, 湯東村, 月潟村, 中之口村.

④未調整の事務事業(1項目)

Table listing 1 unadjusted administrative service: 国民健康保険料率・納期等の状況.

新潟地域合併建設計画〔概要版〕

（新にいがたまちづくり計画）

I はじめに

1 趣旨

新潟地域合併建設計画は、「政令指定都市の実現を目指す決議」を尊重し、新市の将来における政令指定都市の実現を見据え、合併する新潟市と新津市・白根市・豊栄市・小須戸町・横越町・亀田町・岩室村・西川町・味方村・潟東村・月潟村・中之口村（以下「13市町村」という。）の有する、それぞれの総合計画などを継承するとともに、新潟都市圏総合整備推進協議会が策定した「新潟都市圏ビジョン」、並びに新潟地域広域市町村圏協議会が策定した「第四次新潟地域広域市町村圏計画」を基に、新市域における速やかな一体化と均衡ある都市基盤の整備を図り、新しいまちづくりを着実に進めるための基本的指針を定めるものであり、政令指定都市実現後の新市の在り方、区への分権などの新市の仕組みを盛り込むものです。

なお、政令指定都市が実現した場合においては、区割などを踏まえ、必要な見直しを行うものとします。

また、この合併建設計画は、市民の意向を十分に取り入れて策定される次期新市総合計画に反映されるものです。

2 期間

「まちづくりの基本方針」は、長期的展望に立ったものとし、「まちづくり計画」は、平成17年度から平成26年度までの10ヵ年計画とします。

II 合併の必要性和効果

1 社会経済情勢の変化と日常生活圏の一体化

～効率的な行政運営と新たな産業・雇用の拡大

今日の社会経済的な変化、とりわけモータリゼーションの進展や交通基盤の整備、情報通信手段の発達により、人々の生活は以前と比べはるかに広域化しています。その結果、日常生活圏と行政区画が乖離し、同じ圏域に住みながら行政サービスに違いがあるなど、様々な問題が生じており、日常生活圏と一体化した総合的な都市経営が求められています。

13市町村は、通勤・通学、買い物、医療サービス、企業の経済活動などの面で一体化が進んでおり、今後のまちづくりを考えるにあたっては、こうした状況に対応して、それぞれの市町村の持つ固有の伝統や文化などを尊重しながら、地域ごとの機能分担や地域間の連携を図るといった、広域的な視点が求められています。

既にごみ処理などは、一部事務組合などの広域行政制度を利用した取り組みを行っていますが、基礎的・総合的な行政主体として意思決定し、事業展開するためには、ひとつの自治体であることが最適と考えられます。

また、13市町村が合併することで、これまでそれぞれの市町村で別々に実施してきた福祉・医療・環境などの広域的な諸問題への対応や、各種事業の一体的・効率的な実施が可能になります。例えば、土地利用については、より広い範囲で検討することが可能となり、産業配置や道路、公園、文化・スポーツ施設なども、実際の日常生活圏に基づく広い視点から一体的・効率的な整備を行うことができます。

さらに、都市が産業を創ると言われるように、合併による都市集積が、地域のイメージアップにつながるのと同時に、人・物・情報の交流が拡大し、都市としての拠点性が高まることによって、多くの都市型産業の創出や世界に通じる特色ある企業が育成され、雇用の拡大、若者の定着、重要プロジェクトの誘致など、様々な効果が期待できます。

2 地方分権と多様な住民ニーズ

～行財政基盤の強化と多様な個性ある行政施策の展開

国をはじめ、地方を取り巻く財政環境が依然として厳しい中で、地方分権一括法の制定以来、地方への権限移譲が進展しており、市町村は真の分権社会の創出に向けて、国に対して税財源の移譲を求めるなど、自らの責任で自立した都市を目指さなくてはなりません。また、住民が参加し、協働の力を発揮する住民自治の仕組みを作ることが必要となっています。

住民に最も身近な基礎的・総合的自治体である市町村は、地域独自の政策を自らの判断と責任のもとに、企画・立案・実行していくことが重要であり、また、少子・高齢化の進行や、住民ニーズの高度化・多様化などの新たな課題に対応するため、市町村には財政基盤の強化や、企画立案能力を備えた職員の養成などを行っていく必要があります。

そのためには、不断の行財政改革を行うとともに、自主財源の安定的な確保などを図ることが重要ですが、市町村合併は、自治体の行財政基盤の拡充と自立能力の向上を図る有効な手段と考えられます。

13市町村が合併することで、組織の統合、合理化が図られ、経費の削減と効率的・弾力的な行財政運営が可能になります。また、職員などの効果的な配置により、必要な部門への人材の確保・拡充や、専門的な知識を有する職員の適切な配置が行われ、住民に対する高い水準の行政サービスの提供、多様な個性ある行政施策の展開が可能になります。

3 合併の歴史と一層の発展

我が国では、市町村が大合併する大きな転換期をこれまで2度経験しています。

最初は、市町村制を敷いて、小学校や戸籍事務などを任せることになった「明治の大合併」であり、2度目は、市町村を中心とする自治体の強化によって新制中学校や社会福祉、保健衛生などの事務を任せることになった「昭和の大合併」です。

13市町村は、こうした幾多の合併を経て、先人の英知と努力によって今日の魅力あるまちとして発展してきた歴史があります。

地方分権の進展、少子・高齢化の進行、国際化・情報化の進展、男女共同参画社会の高まりなど、市町村を取り巻く社会情勢が大きく変化する時代の中であって、13市町村がここに合併を行い共に発展を目指していくことは時代の要請でもあります。

この合併は、都市として大きくなると同時に、地域の自治、住民自治を考えていく必要があり、先の二つの時代の合併と異なり、地方分権改革を進めることを特徴としています。

また、13市町村が大合併をする理由は、現行地方自治制度において最も広範な権限と財源を持つ政令指定都市の実現を目指すことにあります。そして、合併後に政令指定都市を早期に実現させ、日本海側の中枢拠点都市・環日本海圏の国際交流拠点都市として、産業の発展や人・物の活発な交流を進め、自立可能な都市として更なる発展を目指していきます。

III まちづくりの基本方針

1 新しいまちづくり

(1) 政令指定都市を目指して

新市は、合併後早期に政令指定都市への移行を実現させ、さらなる住民福祉の向上を図りたいと考えます。

政令指定都市には一定の範囲ごとに区が設定され、区役所が設置されます。区役所は単なる窓口事務の処理や本庁の出先機関としてのものではなく、市民の行政に対する要望に可能な限り総合的、完結的に対応できるとともに、市政と市民とをつなぐパイプとしての役割と区域における企画調整機能をあわせ持つものであると考えます。

また、区役所には新市全体の調和を図りつつ、市民に身近な行政サービスはもちろんのこと、できるだけ多くの権限を移譲するとともに、住民自治の一層の充実を図り、地域で育んできた数々の優れた伝統や個性ある地域文化を一層発展させ、各地域の多様な個性と活力が活かされたまちづくりが進められ、一つの市として大きな魅力を発揮できる分権型の政令指定都市を目指します。

(2) 新市の基本理念

新市は、優れた都市機能と豊かな自然環境との調和・共存を図り、学術や研究開発の充実、空港・港湾などの都市基盤の一層の強化などにより、活力にあふれた産業の集積と国内外との多様な交流を実現し、日本海側の中枢拠点都市・環日本海圏の国際交流拠点都市としての発展を目指すとともに、全国有数の農業基盤を活かし、先進的な取り組みにより農業をはじめとした関連産業の活力ある発展を図ることで「田園型政令指定都市」の実現を目指します。

そして、目指すべき姿としての基本理念は、

- 『世界にはばたく交流拠点の実現』
- 『高次都市機能と豊かな自然環境との調和・共存』

とします。

(3) まちづくりの方向

2つの基本理念を実現するために、以下の5つの施策の方向を設定します。

5つの施策の方向

- 『活力ある産業が展開するまち』
- 『多様な交流ができるまち』
- 『自然と共生できるまち』
- 『ゆとりと潤いのあるまち』
- 『一人ひとりの思いを受けとめるまち』

Ⅳ まちづくり計画

【主要事業】

1. 活力ある産業が展開するまち

施策名	事業名
交通体系	『市整備事業』 ・放射状道路 味方・月潟・中之口広域5号線整備事業、新幹線側道整備事業、高山インター南線整備事業 ・環状道路 新潟大外環状道路整備事業、塩俣橋及び中塩依国道線整備事業 ・生活関連道路 高井橋整備事業、競馬場島見町線整備事業、競馬場濁川線整備事業、横越630号線整備事業、亀田222号線整備事業、六分横戸線整備事業、月潟大別当線整備事業 『県整備事業』 ・県管理国道 国道113号、国道403号、国道460号 ・新潟大外環状道路 ・主要地方道 新潟大外環状線・大郷橋、白根安田線、白根西川巻線、白根西川巻線・六分バイパス、新潟寺泊線・岩室バイパス、新潟燕線、長岡栃尾巻線、長岡栃尾巻線・清水交差点、長岡栃尾巻線・両郡橋、新潟小須戸三糸線 ・一般県道 黒崎新飯田線、白根亀田線、五千石巻新潟線・矢島踏切 ・都市計画道路 矢代田停車場線
幹線道路整備事業	『市整備事業』 ・放射状道路 味方・月潟・中之口広域5号線整備事業、新幹線側道整備事業、高山インター南線整備事業 ・環状道路 新潟大外環状道路整備事業、塩俣橋及び中塩依国道線整備事業 ・生活関連道路 高井橋整備事業、競馬場島見町線整備事業、競馬場濁川線整備事業、横越630号線整備事業、亀田222号線整備事業、六分横戸線整備事業、月潟大別当線整備事業 『県整備事業』 ・県管理国道 国道113号、国道403号、国道460号 ・新潟大外環状道路 ・主要地方道 新潟大外環状線・大郷橋、白根安田線、白根西川巻線、白根西川巻線・六分バイパス、新潟寺泊線・岩室バイパス、新潟燕線、長岡栃尾巻線、長岡栃尾巻線・清水交差点、長岡栃尾巻線・両郡橋、新潟小須戸三糸線 ・一般県道 黒崎新飯田線、白根亀田線、五千石巻新潟線・矢島踏切 ・都市計画道路 矢代田停車場線
駅周辺整備事業	豊栄駅周辺整備事業、亀田駅周辺地区整備事業、矢代田駅周辺整備事業、越後曾根駅地下歩道整備事業
公共交通網の整備	バス運行円滑化事業、巻潟東インター駐車場整備事業、二本木地区開発事業（新駅設置・パーク＆ライド）、蒲ヶ沢地区交通結節点（新駅設置・パーク＆ライド）調査事業、白根地域総合交通ターミナル調査事業
新たな交通システムの調査検討	新たな交通システム調査事業

【新潟市地域事業】

新潟駅周辺市街地整備及び連続立体交差事業
弁天線整備事業

政令指定都市移行に伴う見直しにあたって、優先的に検討する事業

一般県道黒崎新飯田線・新飯田橋、都市計画道路横越新潟線、主要地方道新潟亀田内野線、主要地方道白根西川巻線、錯湖橋、一般県道五千石巻新潟線・天竺堂地内、(仮称)阿賀バイパス、国道460号・富月橋歩道橋

港湾・空港

施策名	事業名
港湾背後地域との連携	新潟東港物流団地整備事業（横土居地区）

商業・工業

施策名	事業名
新産業の創出	新潟バイオリサーチパーク形成促進事業
工業・流通団地の整備	新潟東港物流団地整備事業 横土居地区(再掲) 土地区画整理事業助成事業
にぎわいある中心市街地の整備	豊栄地区生活応援拠点調査事業 亀田本町通商店街環境整備事業

貿易・流通

施策名	事業名
流通施設の整備	新潟東港物流団地整備事業 横土居地区(再掲) 土地区画整理事業助成事業（再掲）

【新潟市地域事業】

総合卸売センター整備事業

農業

施策名	事業名
新たな研究開発の拠点づくり	植物園（農業センター）整備事業 新潟バイオリサーチパーク形成促進事業（再掲） アグリパーク・国際農業研究センター整備事業
環境にやさしい農業の推進	バイオマスエネルギー活用推進事業 資源循環センター建設事業 農村振興総合整備事業（地域資源循環管理）
農業生産基盤の強化	かんがい排水事業、地盤沈下対策事業、経営体育成基盤整備事業、農道整備事業
農業集落環境の整備	集落用排水・道路整備事業
市民に親しまれる農業の促進	シンボルゾーン周辺整備事業 農業体験型大規模公園整備事業

林業・水産業

施策名	事業名
林道の整備	林道整備事業
安定した漁業経営の促進	加工施設等整備事業 漁船漁具保全施設整備事業

2. 多様な交流ができるまち

国際交流
環日本海地域の中枢拠点都市を目指す新市においては、国際航路・航空路の充実、外国公館の開設などにより、外国との人的・物的な交流を一層盛んにする必要があります。文化、学術、経済など様々な分野においても、国際的な関わりをさらに深めていくことが大切になります。 そのために、市民が外国の文化・情勢などを積極的に学び、理解し、人との交わりにより、国際感覚を醸成していくための環境整備を進めます。 人的交流 文化・学術の交流 研究機関や経済会議の活用

観光

施策名	事業名
観光資源の整備	道の駅豊栄周辺整備調査事業 観光複合施設建設事業 岩室温泉環境整備事業

文化

施策名	事業名
文化財の保護と活用	八幡山遺跡史跡公園整備事業 自然・歴史・文化資料収蔵展示施設建設事業 歴史民俗資料館新築事業 重要文化財種月寺本堂保存修理事業 重要文化財笹川邸外堀改修事業
文化施設の整備	文化会館建設事業

3. 自然と共生できるまち

環境保全

施策名	事業名
環境監視体制の充実	一般環境大気測定所整備事業
環境保全活動の推進	里山整備事業 福島潟風災復元事業
新エネルギーの活用	バイオマスエネルギー活用推進事業（再掲）

公園・緑地・緑化

施策名	事業名
水辺・緑の保護と活用	阿賀野川交流センター（河川博物館）整備事業 阿賀野川水辺プラザ整備事業 阿賀野川フラワーライン整備事業 小阿賀野川河川公園整備事業 親水フラワーパーク整備事業 水辺環境整備事業 水辺の楽校関連親水緑地公園整備事業 里山整備事業（再掲）
公園整備事業の推進	秋葉公園整備事業 さつき山公園再生事業 八幡山遺跡史跡公園整備事業（再掲） その他公園整備事業
まちなみ緑化の推進	緑化推進事業

【新潟市地域事業】

C C Z 整備推進事業
鳥屋野潟南部開発計画

廃棄物処理・資源リサイクル

施策名	事業名
ごみ処理施設の充実	リサイクルプラザ建設事業 最終処分場建設事業
し尿処理施設の充実	汚泥再生処理センター建設事業

防災・消防・防犯

施策名	事業名
防災対策の推進	防災気象情報システム整備事業 防災行政無線整備事業 公共下水道整備事業（雨水） 雨水排水緊急対策事業
消防体制の強化・充実	高機能消防指令センター総合整備事業
河川改修の促進	一級河川東大通川河川改修事業 一級河川覚路津大通川河川改修事業 一級河川能代川河川改修事業 福島潟周辺治水対策及び新井郷川現川等整備事業 一級河川中ノ口川広域河川改修事業

4. ゆとりと潤いのあるまち

福祉

施策名	事業名
保育施設の整備	保育園建設事業
児童施設の整備	児童センター建設事業
障害者（児）福祉施設の整備	障害者デイサービスセンター整備事業
生きがいづくりの拠点整備	老人福祉センター建設事業

保健衛生・医療

施策名	事業名
保健衛生施設の整備	地域保健福祉センター建設事業
生活衛生施設の整備	火葬場改築事業

【新潟市地域事業】

新市民病院建設事業

学校教育

施策名	事業名
幼児施設の整備	幼稚園の改築事業
小・中学校施設の整備	校舎増改築事業 校舎大規模改築事業 屋内体育館増改築事業 プール改築事業 グラウンド整備事業 給食施設整備事業
養護学校の整備	養護学校建設事業

生涯学習

施策名	事業名
生涯学習施設の整備	文化会館建設事業（再掲） 中央図書館整備事業

スポーツ・レクリエーション

施策名	事業名
スポーツ・レクリエーション施設・設備の整備	総合体育館建設事業 多目的運動広場建設事業 市民野球場移転新築事業 間瀬海岸埋立地開発事業 屋内多目的運動場整備事業 武道場建設事業 国民体育大会競技会場改修事業

都市景観

施策名	事業名
市街地景観の形成	街路樹再生事業 街なみ環境整備事業 緑化推進事業（再掲）
自然景観の形成	里山整備事業（再掲）

住宅・住環境

施策名	事業名
良質な住宅の供給と確保	市営住宅建設事業 市営住宅建替事業 市営住宅大規模改修事業
調和ある新市街地の形成	土地区画整理事業助成事業（再掲）

【新潟市地域事業】

内野西土地区画整理組合助成金交付事業
新通土地区画整理組合助成金交付事業

上水道・ガス

施策名	事業名
安定供給の確保	配水管幹線整備事業 老朽配水管更新事業 内野送水施設整備事業 戸頭浄水場施設整備事業 月潟配水場向送水管整備事業 都市ガス供給施設等整備事業 ガス老朽管等更新事業

下水道

施策名	事業名
下水道整備事業の推進	公共下水道整備事業 特定環境保全公共下水道整備事業 流域下水道整備事業
浸水区域の解消	公共下水道整備事業（雨水）（再掲） 雨水排水緊急対策事業（再掲）

5. 一人ひとりの思いを受けとめるまち

分権型政令指定都市の実現

地方分権の時代を切り拓き、住民自治を充実・強化させて分権型政令指定都市の実現を目指します。また、地域の将来像を明確にして、市民と協働のまちづくりを推進します。
支所機能の充実 区役所機能の充実

コミュニティ

施策名	事業名
活動や交流の場の整備	コミュニティセンター建設事業 地域生活センター増築・改修事業 豊栄地区生活応援拠点調査事業（再掲）

地域情報化

施策名	事業名
文化活動を支援するシステムの整備	中央図書館整備事業（再掲）
安全で快適なまちづくりを支援するシステムの整備	一般環境大気測定所整備事業（再掲） 防災気象情報システム整備事業（再掲）

行財政改革

機構・組織、人事管理、事務管理の一層の適正化や財政の一層の健全化を図り、柔軟な行財政運営に努めるとともに、都市経営の考えに立った効率的で総合的なまちづくりを推進します。

リーディングプロジェクト

まちづくり計画は、まちづくりの基本方針における「世界にはばたく交流拠点の実現」と「高次都市機能と豊かな自然環境との調和・共存」という基本理念及びその実現のための5つの施策の方向を受けて構成し、必要な建設事業を盛り込みました。

ここでは、合併後のまちづくりの姿をより明確にするため、計画期間における骨格となるべき3つの施策をリーディングプロジェクトとしてまとめました。(イメージ図は、合併建設計画掲載事業及び関連した構想・事業・施設などを基に、合併後のまちづくりの姿をビジュアル化したものです。)

交通体系の整備

合併でエリアが広がる新市にとって、交通体系をどう構築していくかは、最重要課題の一つであり、新市の一体化の促進や市内の交流の活性化など合併の効果を高めるためにも大切です。

合併建設計画掲載事業は事業名を赤文字で表示しています。「交通体系の整備」に関連のある事業・施設名などを黒文字で表示しています。



交通体系の整備

- 放射状と環状道路網整備
- 多様な交流を支えるネットワーク
- 国際交流拠点としての発展

《イメージ図》

都心地域と各地域を連絡する「放射状道路」と地域間を連携する「環状道路」から構成される「放射・環状型道路網」の整備を推進します。また、多様な交流を支えるネットワークとしては、鉄道やバスなどの公共交通機関の有効活用を図り、道路、空港、港湾などとの一体的な整備を進めるとともに、新たな交通システムも含めて効率的かつ経済的な交通網の整備について総合的に調査検討します。さらに、国際交流拠点としての発展のために、空港アクセス強化の促進や周辺地区の整備促進を図ります。

産業の振興

近年、わが国の経済の低迷が続く中、既存産業の振興と新しい産業の創出は、喫緊の課題です。

新市においても、早急かつ積極的に取り組むものであり、日本海側の中枢拠点都市として発展を続けていくためにも必要不可欠なことと考えます。

合併建設計画掲載事業は事業名を赤文字で表示しています。「産業の振興」に関連のある事業・施設名などを黒文字で表示しています。



産業の振興

- 既存産業の振興
- 特色ある新産業の創出
- 多機能型農業の振興
- 魅力あふれる観光資源の活用

《イメージ図》

既存商業の振興については、商店街の組織力の強化や施設面の整備への支援を行います。また、既存工業の振興については販路拡大、技術・開発力の強化のための支援を充実します。さらに、既存の工業・物流団地を活用し、企業の市外流出防止や企業誘致を図るとともに新潟東港においては物流団地の整備を推進します。新たな産業の創出については、バイオテクノロジー・農業分野の拠点整備と技術・製品などの研究開発の支援とともに、情報通信技術関連企業の新規創業を支援します。新潟まつりや白根大風合戦などの各種まつり、北方文化博物館、笹川邸などの文化施設、マリンピア日本海、新潟ふるさと村などのにぎわい施設、日本海の夕日や新潟平野の田園風景、間瀬海岸、多宝山などの豊かな自然、新潟の奥座敷と呼ばれる岩室温泉、そして全国に誇れる豊富な食材などの観光資源を有機的にネットワーク化し、それぞれの観光資源の魅力を一層輝かせるとともに、地域交流を推進する複合的施設を建設するなど、新しい観光資源の開発に努めることで、観光産業の活性化を図ります。新市は、新たな雇用の場を生み、地域を活性化することで新潟県・近隣地域に貢献します。

自然と共生できるまちづくり

自然と共生できるまちづくり

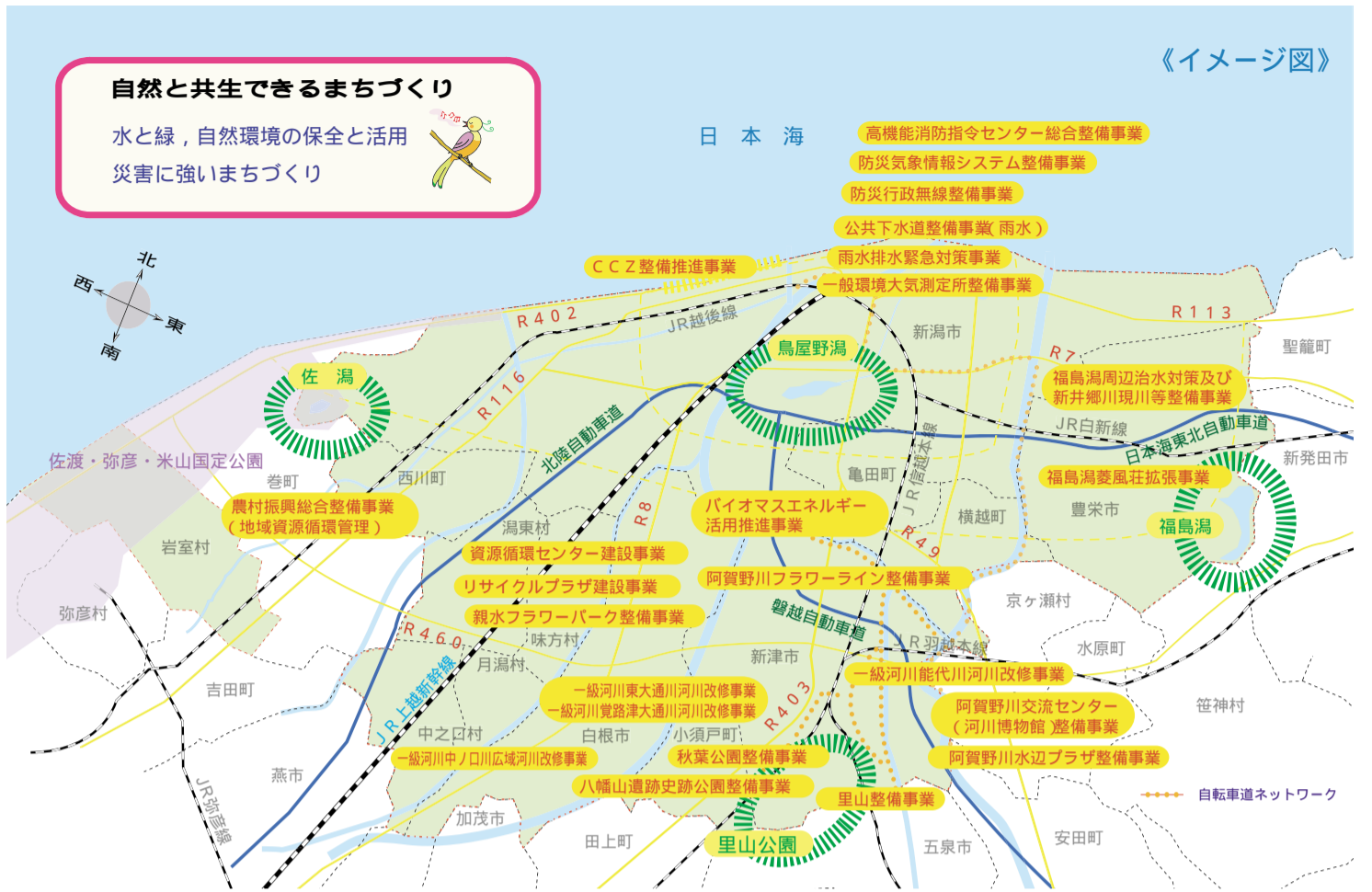
水と緑，自然環境の保全と活用
災害に強いまちづくり



新市は，魅力ある豊かな自然に恵まれており，その自然環境に調和し，共生していくことが求められます。

物質的な豊かさの追求から精神的な豊かさの追求という価値観の変化に対応して，私たち一人ひとりが環境保全や自然との共生に向けたまちづくりを進める必要があります。

建設計画掲載事業は事業名を赤字で表示しています。



新市は，豊かに広がる田園，水辺，緑地及び里山を有しており，佐渡・弥彦・米山国定公園に指定されている山と海があります。それら新市の魅力となるかけがえのない豊かな自然環境に調和し，共生していくまちづくりを進めます。

また，資源を大切にすまちづくり，環境にやさしい農業の推進など快適な環境を守り育む循環型社会の構築を目指すとともに，災害に強いまちづくりを進めます。

V 概算事業費

合併建設計画事業の概算事業費について

合併後10年間に実施する合併建設計画の事業費を各施策別に合計したものです。

施策の方向	施策名	概算事業費
1 活力ある産業が展開するまち	交通体系	834億5,900万円
	港湾・空港・貿易・流通	5,000万円
	商業・工業	22億6,700万円
	農業	318億6,000万円
	林業・水産業	2億4,600万円
2 多様な交流ができるまち	観光	17億5,100万円
	文化	107億9,100万円
3 自然と共生できるまち	環境保全	20億6,300万円
	公園・緑地・緑化	120億4,700万円
	廃棄物処理・資源リサイクル	68億7,500万円
	防災・消防・防犯	127億 800万円
4 ゆとりと潤いのあるまち	福祉	122億1,500万円
	保健衛生・医療	63億4,100万円
	学校教育	292億4,000万円
	社会教育 (生涯学習，スポーツ・レクリエーション)	196億5,400万円
	都市景観	1億1,700万円
	住宅・住環境	59億 200万円
	上水道・ガス	202億5,900万円
	下水道	956億1,000万円
5 一人ひとりの思いを受けとめるまち	コミュニティ	23億 500万円
	行財政改革	7億9,200万円
合計		3,565億5,200万円

VI 財政計画

新市の財政計画について

新市の合併後10年間の歳入・歳出見込みを普通会計ベースで試算したものです。この見込みには合併に伴う行政制度調整や合併建設計画の費用，「市町村の合併の特例に関する法律」による財政支援措置等を織り込んでいます。

歳 入		
市 税		1兆1,868億円
地 方 譲 与 税		305億円
利 子 割 交 付 金		130億円
地 方 消 費 税 交 付 金		710億円
そ の 他 交 付 金		126億円
地 方 特 例 交 付 金		368億円
地 方 交 付 税		4,726億円
交 通 安 全 対 策 交 付 金		17億円
分 担 金 負 担 金 ・ 寄 附 金		452億円
使 用 料 ・ 手 数 料		801億円
国 庫 支 出 金		3,150億円
県 支 出 金		649億円
財 産 収 入		73億円
繰 入 金		144億円
諸 収 入		1,993億円
市 債		4,382億円
歳 入 合 計		2兆9,894億円

歳 出		
人 件 費		5,693億円
物 件 費		3,541億円
維 持 補 修 費		345億円
扶 助 費		3,798億円
補 助 費 等		2,035億円
公 債 費		3,075億円
繰 出 金		3,358億円
出 資 貸 付 等		1,851億円
普 通 建 設 事 業 費		6,198億円
歳 出 合 計		2兆9,894億円

概算事業費は，あくまで計画での概算であるため，実施段階においては，将来の社会経済状況の変化などに伴い変動する場合があります。

財政計画は，合併後の新市が中核市であることを前提で作成しています。なお，合併後早期の政令指定都市実現を目指しており，政令指定都市となった場合には，財政状況が大きく変化するものと予想されます。

政令指定都市実現，そしてさらなる将来に向かって

私たちはこれまで、「明治の大合併」と「昭和の大合併」という、大きな転換期を2度経験してきました。そうした幾多の合併を経て、先人の英知と努力によって、13市町村はそれぞれに魅力あるまちとして発展してきた歴史があります。

今日、地方分権の進展や少子・高齢化の進行、国際化・情報化の進展、男女共同参画社会実現への高まりなど、市町村を取り巻く社会情勢が大きく変化する時代にあつて、市民の一層の福祉向上のため、13市町村がひとつとなり、全国的・国際的な認知度がさらに高まり都市のイメージアップが図られる田園型政令指定都市の実現を目指します。

そのため、市民一人ひとりがその都市像を共有化し、共通の目的を持つとともに、行政においては、市民に開かれ、区役所に多くの権限をもたせた分権型政令指定都市を実現し、市民と行政が協働してまちづくりに取り組む決意と不断の努力が必要です。

1 田園型政令指定都市の都市像

(1) 国際交流拠点都市・新潟の実現

政令指定都市新潟は、国内外の人、物、情報が行きかう国際交流拠点都市であり世界都市です。

政令指定都市新潟は、海の玄関・新潟港、空の玄関・新潟空港、陸の玄関・新潟駅を持ち、諸外国並びに日本各地と結ばれるという絶好の環境を有しており、その機能を強化することが、21世紀を展望した場合、きわめて重要になります。

新潟空港については、滑走路の3,000m化、空港と新潟駅のアクセス強化を図ります。

新潟港については、その積極的活用を図るため、北米航路の開設や国際物流センターの整備、物流・貿易企業のさらなる誘致を図るなど、より広範囲な物流展開を図ります。

新潟駅については、駅の高架化を図り複合ターミナルとしての機能を充実させます。

これらの施策展開により、多様な交流ができるまちになり、既存産業はもとより、都市型産業の創出・集積など都市の活性化や雇用を拡大させ、国際社会における位置づけを大きく変え、名実ともに北東アジアの国際交流拠点都市・世界都市としての地位を確立します。

(2) 高次都市機能と豊かな自然環境との調和・共存

田園型政令指定都市は、三つの土台に支えられて成長します。

① 互惠型社会

農業者と消費者は互いに恵み合う関係にあり、都市人口の集積を背景に農業者からは安心・安全で安い食材が提供される一方、消費者は元気ある地元農業を支え、田園風景からやすらぎを得ることができま

す。また、まちなかの文化・教育・医療などの都市機能をすべての人々が享受できます。

② 環境重視型社会

新市は、水田に代表される広大な農地、水辺、緑地、里山などがえのない豊かな自然に恵まれており、これらを保護・育成します。また、その自然環境と共生していくことが重要になります。信濃川・阿賀野川の河口に位置する新市は、それぞれの河川の上流部との連携を図り、きれいな川の水を取り戻すことが必要です。

広大な農地に目を向けた場合、今後はさらに有機農業や無農薬農業などの環境にやさしい農業を推進します。

③ 循環型社会

プラスチック・金属類・古紙などの資源回収を促進するとともに、環境・リサイクルビジネスの育成に努めます。

また、地産地消のシステムを確立するとともに、排出される食品残渣などの有機資源や稲わら、もみがらなどの農業系廃棄物を循環利用することによって、安全な土壌を作り出す資源循環型社会を構築します。

(3) 交通体系の充実

高次都市機能と自然環境との調和は、そこに暮らす人々がスムーズに移動しあえることを前提としています。

従って都心部と各地域、各地域間を容易に移動できる公共交通体系の充実を図るため、バス路線網の整備、鉄道利便性の向上、新たな交通システムの検討、さらには、低公害エネルギー自動車の普及など、環境にも利用する市民にもやさしいまちづくりを進めます。

2 分権型政令指定都市の都市像

田園型政令指定都市を実現するための仕組みが、分権型政令指定都市です。

分権型政令指定都市においては、行政区にできるだけ多くの権限を委ねるなど、地域独自のまちづくりを支えます。また、コミュニティ活動の主体である住民が、区政に参加しやすい仕組みを作るとともに、活動しやすい環境づくりを進め地域コミュニティを核とした住民自治を育てます。

そして、住民と行政が手を携えて協働のまちづくりを進めることこそが、自立した活力ある地域社会を創り出す原動力となり、田園型政令指定都市の実現の基礎となるものです。

13市町村が一つとなって、田園型政令指定都市という大きな舞台ができあがります。そして、その舞台の上で、様々に演じるのは市民一人ひとりです。

私たちは互いに力を合わせ、「田園型政令指定都市」の実現に向けて、大きな一歩を歩み出します。

用語解説

アグリパーク

農業の多面的機能を有効に活用するため、体験農場や市民農園、農産物直売所、農業研修所などの多様な機能を持つ大規模公園をつくらうとするものです。

里山

人里近くにあって人々の生活と結びついた山・森林を意味します。

政令指定都市

地方自治法第252条の19で規定する「政令で指定する人口50万以上の市」のことをいいます。大都市における行政運営を合理的、能率的に行い市民福祉の向上を図るための制度で、一般の市とは異なる行政制度や財政制度上の特例が定められています。

現在、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市の13都市が指定されています。

バイオマスエネルギー

間伐材やおが屑、剪定枝葉や建築廃材、畜産により生じる糞尿、下水道の汚水処理場で集められた有機物、家庭の台所のごみなど、生物を起源とするエネルギー資源の総称。直接燃焼による熱・電力の獲得や、発酵によってガスを取り出したり、エタノール・ジメチルエーテル・メタノールなどの液体燃料に転換して燃料電池に利用するなど、利用方法も多岐にわたります。

バイオリサーチパーク

丘陵地の恵まれた自然環境を活かし、新潟薬科大学を核としながら、高度科学技術を結集した研究拠点をつくらうとするものです。

同大学の周辺に公的、私的な試験・研究機関を誘致し、産・学・官・地域の連携の下で、生命・健康科学関連分野の知的集積を図っていきます。これにより、21世紀の医療や食品、

環境関連分野の研究、技術開発の基礎が築かれ、農林水産業や食品産業という新潟県の地域産業の発展にも大きく寄与していきます。

パークアンドライド

交通混雑を緩和するために、車を都市郊外の駐車場に止めて、鉄道、バスに乗り換えて目的地へ向かう方式をさします。乗り換える公共交通機関によりパークアンドレイルライド、パークアンドバスライドともいいます。

道の駅

一般道路沿いに駐車場やトイレ、電話が24時間利用できる施設をつくり、あわせて地域の特産物などを提供するスペースを持つサービスエリアのことを言います。施設は休憩、観光、地域の活性化をコンセプトに、地元の創意工夫を最大限に生かすことができます。

CCZ

コースタル・コミュニティ・ゾーンの略称。CCZ整備計画は、国が定めた制度であり、地域の自然や、その特性に応じた海浜空間の整備を進め、地域の人々が気軽に海に親しめる広場や、人々が集い憩う海浜空間を作り出すことを目的としています。市町村が整備計画を策定し、国土交通大臣の認定を受け整備が進められるものです。

FAZ計画

FAZとは「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」に基づき港湾・空港及びその周辺地域において輸入の拡大を図るために設定された「輸入促進地域」(FAZ: Foreign Access Zone)のことです。

この地域において輸入促進基盤施設(荷捌き・保管施設、展示施設、流通加工施設など)の整備と特定集積地区内への輸入関連業者(製造業、卸売業、加工業、梱包業、運輸業など)の集積によって、効率的な輸入の促進を図るものです。

会議の内容または協議会への問い合わせについては、協議会ホームページをご覧ください。事務局または各市町村にお問い合わせください。

・新潟地域合併問題協議会事務局(新潟市役所内) ☎025-228-1000 ホームページ: <http://www.niigatachiiki-gappei.jp/>

- | | | | | | |
|-------------|---------------|-----------------|-----------|---------------|-----------------|
| ・新潟市広域合併推進課 | ☎025-228-1000 | Fax025-223-1557 | ・岩室村企画調整課 | ☎0256-82-5728 | Fax0256-82-4119 |
| ・新津市企画調整課 | ☎0250-24-2111 | Fax0250-22-0228 | ・西川町総務課 | ☎0256-88-3111 | Fax0256-88-7491 |
| ・白根市企画財政課 | ☎025-373-2111 | Fax025-373-3933 | ・味方村総務課 | ☎025-372-1141 | Fax025-372-2957 |
| ・豊栄市企画財政課 | ☎025-387-3401 | Fax025-387-2723 | ・潟東村総務課 | ☎0256-86-3111 | Fax0256-86-3109 |
| ・小須戸町総務課 | ☎0250-38-3111 | Fax0250-38-5210 | ・月潟村総務課 | ☎025-375-2710 | Fax025-375-5117 |
| ・横越町総務課 | ☎025-385-2111 | Fax025-385-2410 | ・中之口村総務課 | ☎025-375-2712 | Fax025-375-5451 |
| ・亀田町企画調整課 | ☎025-381-2111 | Fax025-381-7090 | | | |